

広報



あみ

人と自然が織りなす、輝くまち



主な内容

町長就任あいさつ.....	2
町総合計画後期基本計画の策定について...	3
平成30年度は骨格予算を編成.....	4
木造住宅の耐震改修補助制度.....	17
AM I 国体ニュース.....	18

『あみさくらまつり』開催

4月8日、総合保健福祉会館さわやかセンター敷地内において、『あみさくらまつり2018（主催：町商工会青年部）』が開催されました。当日は、町内外から17店舗が参加した『第2回あみたけのこ T-1グランプリ』も同時開催され、優勝は取手市商工会青年部、準優勝は町商工会女性部でした。

町長就任あいさつ

千葉 繁



町長就任のごあいさつを申し上げます。

私は、このたびの阿見町長選挙におきまして、町民の皆様をはじめ各方面から力強いご支援と温かいご厚情を賜り、阿見町の第8代の町長に就任し、町政の舵取り役としての重責を担わせていただくことになりました。町民の皆様には、心から御礼と感謝を申し上げる次第であります。

このうちは責務の重大さを自覚し、皆様方からお寄せいただいたさまざまな信頼と期待にお応えできるよう誠心誠意努力してまいります所存であります。

私は、町長選挙に臨むにあたり、150項目の政策をま

とめ、その中で、24項目を選び、町民の皆様にお示しさせていただきますました。この24項目は、生活者目線に立った政策であり、すぐにできること、時間がかかるもの、そして検討しなくてはならないものもありませんが、この4年間で、私のスローガンである「未来に責任を持てる魅力あるまちづくり」を推進・実現するため、以下の政策の実行を町民の皆様とお約束いたします。

まず、約束1は、教育で、未来へ投資を行うまちづくりを推進します。

- 1 あみ人材育成基金を創設し奨学金を支給
 - 2 スクールカウンセラーの配置拡充
 - 3 給食費無料化の拡大
 - 4 ランドセルの無料配布
- 約束2は、福祉で、お互いに支え合うまちづくりを推進します。
- 5 病児保育施設の整備
 - 6 18歳までの医療費無料化
 - 7 障がい者が自立できる授産施設の創設

8 低所得者が入所できる介護施設の誘致

約束3は、産業で、地域資源を活かすまちづくりを推進します。

- 9 道の駅建設を凍結し再検討
- 10 プレミアム付き商品券の復活
- 11 グリーン・ツーリズムの推進
- 12 観光資源の発掘と特産品の開発

約束4は、参加で、誰もが主役になれるまちづくりを推進します。

- 13 地域予算の創設による町民参加型予算の導入
- 14 町民討議会の開催
- 15 NPO等の町民活動への支援
- 16 議会のケーブルテレビ中継とネット配信

約束5は、安心で、危機管理ができるまちづくりを推進します。

- 17 県外市町村との災害時相互支援協定の締結
- 18 警察等からの出向職員の配置
- 19 自治体クラウド移行による

リスク回避

20 救急体制の再構築

約束6は、財政で、財政規律を守るまちづくりを推進します。

- 21 基金積立額の適正確保と町債の抑制
- 22 公平・公正な入札と契約制度の見直し
- 23 ふるさと納税への積極的な対応

24 公共施設の老朽化対策と大型事業の見直し

今、地方自治体は、社会保障費の増大・人口減少問題・公共施設の老朽化対策等の社会問題の解決に向けた独創的な政策・自主財源の確保・最適な自治手法の構築が望まれています。

私は、「町民・議会・職員」が対話を通じて、心を1つに絆を結び「オール阿見」を創り上げ、魅力あるまちづくりを推進してまいりますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。ごあいさつといたします。



阿見町第6次総合計画

後期基本計画の策定を進めています

政策秘書課 ☎888-1111 (283)

総合計画とは

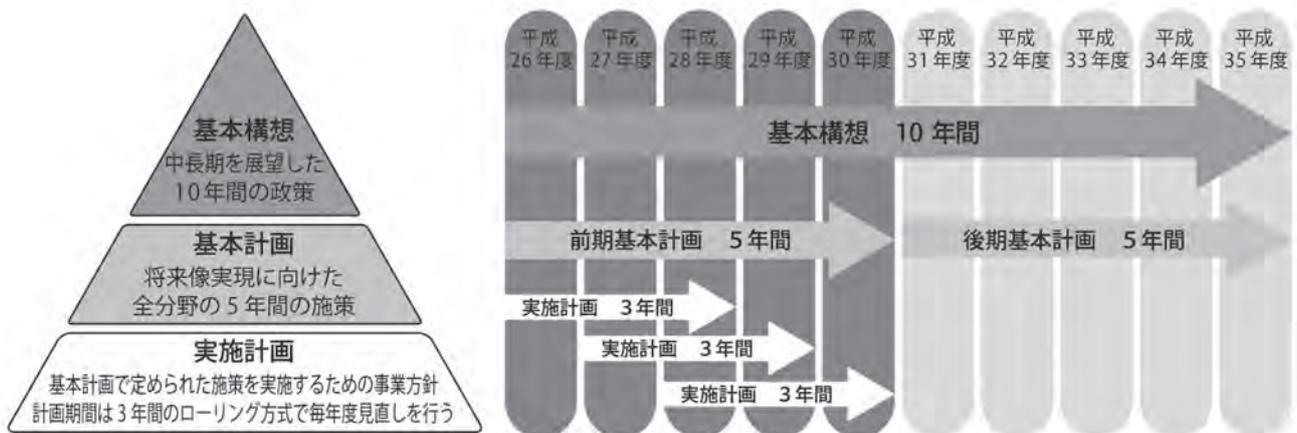
総合計画は、将来における町のあるべき姿と進むべき方向について示された町政の運営指針となる町の最上位の計画です。

町では、平成26年度に阿見町第6次総合計画を策定し、「人と自然が織りなす、輝くまち」の実現に向け、4つの基本目標のもと、まちづくりを進めています。

10年後のまちの姿	人と自然が織りなす、輝くまち
4つの基本目標	人がつながるまちづくり
	人を育むまちづくり
	暮らしを支えるまちづくり
	安全・安心のまちづくり

計画の構成と期間

阿見町第6次総合計画は、町政における基本理念と進むべき方向を示した平成35年度までの10年間を計画期間とする「基本構想」、基本構想にもとづいた施策の目標、体系および展開方針を示す5年間ごとの「基本計画」、施策を実施するための具体的な事業を位置づけた「実施計画」で構成しています。



後期基本計画を策定します

今年度は前期基本計画の終了年度で、次の平成31～35年度を計画期間とする後期基本計画の策定に向けた取り組みを進めています。策定にあたっては、基礎調査として前期基本計画に掲げる事業の取り組み状況などを評価・確認するとともに、町政を取り巻く現状を把握するために町民意向調査を行いました。今後も町民の皆さまのご意見をいただきながら、下記の予定で後期基本計画の策定を進めていきます。

基礎調査の実施	統計データの整理、町民アンケートの実施、前計画の評価
基本計画の策定	審議会への諮問、町民の策定関与、議会への報告
総合計画の策定	総合計画の公表



平成30年度は骨格予算を編成

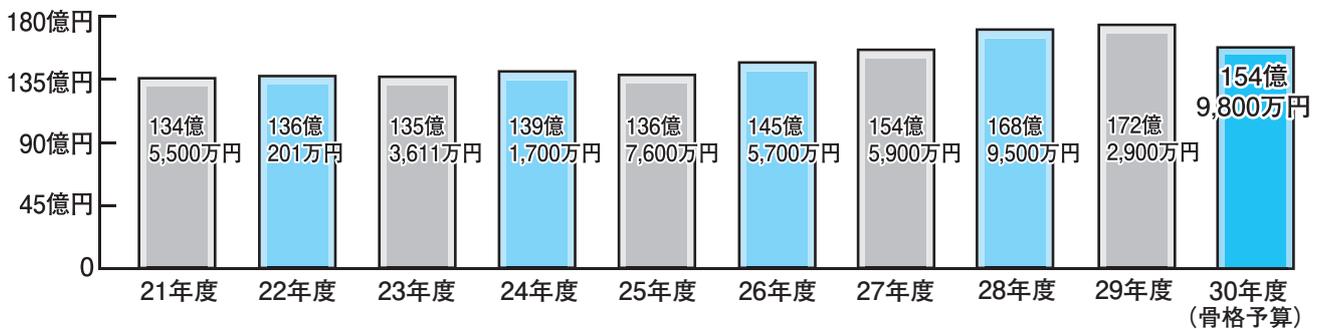
【骨格予算とは】本来予算はその年度のすべての歳入・歳出で編成されるものです。しかし、町長選挙が行われる場合は、政策的な判断ができにくいため、義務的経費や継続的事業を中心に計上し、新規事業・投資的経費などの『政策的経費』の一部を計上せずに編成せざるをえなくなります。このような形で作成される予算を『骨格予算』といいます。

平成30年度 予算総額 280億4,851万1千円
 前年度比較 32億6,496万1千円 (10.4%) 減

内訳	会計	平成30年度予算	平成29年度比較
一	一般会計	154億9,800万円	17億3,100万円 (10.0%) 減
特	特別会計	110億6,700万円	11億400万円 (9.1%) 減
	国民健康保険特別会計	51億7,400万円	10億1,000万円 (16.3%) 減
	公共下水道事業特別会計	16億5,400万円	1億9,700万円 (10.6%) 減
	土地区画整理事業特別会計	0円	500万円 (100.0%) 皆減
	農業集落排水事業特別会計	1億4,100万円	100万円 (0.7%) 減
	介護保険特別会計	32億1,900万円	6,800万円 (2.2%) 増
	後期高齢者医療特別会計	8億7,900万円	4,100万円 (4.9%) 増
	公営企業会計 (水道事業会計)	14億8,351万1千円	4億2,996万1千円 (22.5%) 減

- 一般会計、公共下水道事業特別会計および水道事業会計は政策的経費の一部を除いた骨格予算
- 予算書および予算の概要は町ホームページでもご覧になれます

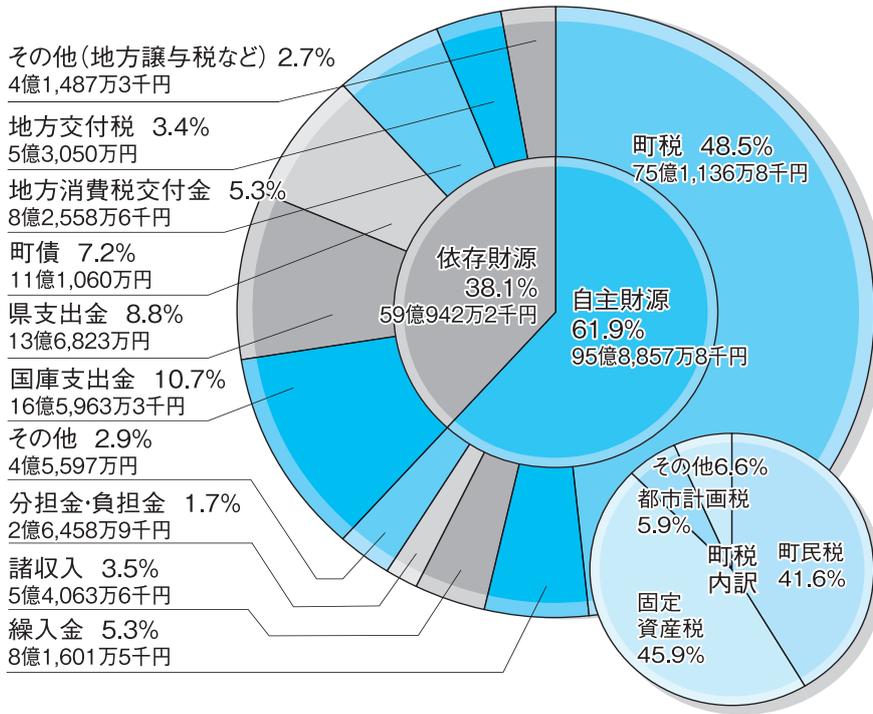
▼一般会計予算の推移



基金の残高			町債の残高	
基金等の名称	29年度末見込	30年度末見込	29年度末見込	
財政調整基金	27億1,660万円	25億9,100万円	29年度末見込	一般会計 150億1,596万円
減債基金	3億7,310万円	3億7,310万円		特別会計 72億2,435万1千円
その他の基金	18億7,828万6千円	17億7,570万1千円		水道事業会計 14億2,592万5千円
国民健康保険支払準備基金	2億8,000万円	2億8,000万円	30年度末見込	合計 236億6,623万6千円
公共下水道整備基金	10万円	10万円		一般会計 148億3,556万円
介護給付費準備基金	2億3,636万8千円	2億3,636万8千円		特別会計 67億1,889万8千円
農業集落排水事業債減債基金	5,903万2千円	3,647万4千円		水道事業会計 14億7,321万7千円
土地開発基金 (現金)	360万円	360万円		合計 230億2,767万5千円
合計	55億4,708万6千円	52億9,634万3千円	※掲載金額は、平成30年3月31日時点の見込みです	

予 算

←一般会計予算歳入



▼自主財源と依存財源

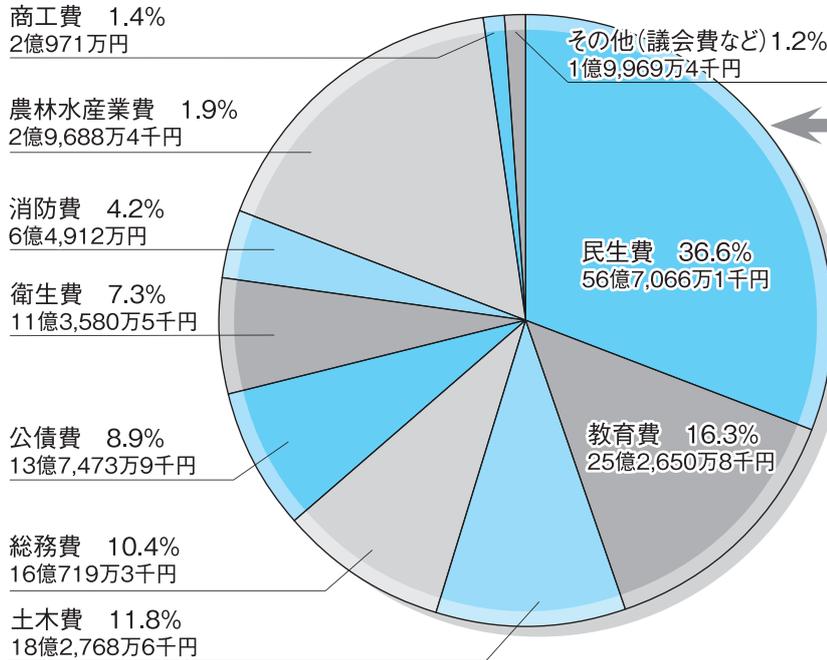
『自主財源』は、町が自主的に得られる財源で、町税・諸収入等です。

『依存財源』は、国や県から交付される財源で、地方交付税・国庫支出金・県支出金等です。

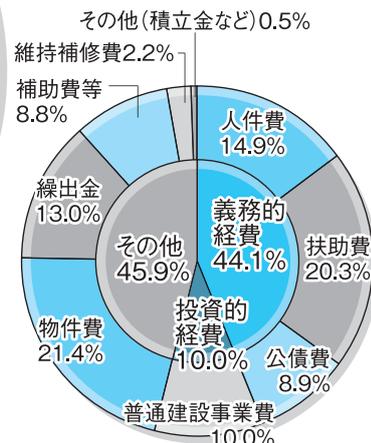
自主財源の割合が高いほど、安定した自主性のある行政運営が行えます。

町税は、固定資産税の増により75億1千1百万円で、対前年度8千1百万円(+1.1%)の増となりました。地方消費税交付金は、景気の回復などにより8億2千5百万円で、対前年度8千4百万円(+11.4%)の増となりました。地方交付税は、町税・地方消費税交付金などが増加する影響により、5億3千万円で、対前年度1億3千9百万円(△20.8%)の減となりました。国庫支出金は、新小学校建設に係る国庫負担金の皆減などにより16億5千9百万円で、対前年度7億4千1百万円(△30.9%)の減となりました。繰入金は、公共公益施設整備基金繰入金の皆減などにより8億1千6百万円で、対前年度1億1百万円(△11.1%)の減となりました。町債は、学校施設整備事業債、臨時財政対策債の減などにより11億1千万円で、対前年度12億3千万円(△52.6%)の減となりました。

←一般会計予算歳出



一般会計予算歳出の性質別内訳



総務費では、道の駅施設整備事業の減などにより、16億7百万円で、対前年度2億2千3百万円(△12.2%)の減となりました。民生費では、障害者訓練等給付費や民間保育所管理運営事業が増となる一方、事業が完了した民間保育所整備、放課後児童施設整備などの減により、56億7千万円で、対前年度2千4百万円(△0.4%)の減となりました。商工費では、阿見吉原地区に係る企業立地奨励金の増などにより、2億9百万円で、対前年度7千万円(+50.3%)の増となりました。土木費では、道路新設改良費や維持補修費が増となる一方、都市排水路整備事業や公共下水道事業特別会計繰出金の減などにより、18億2千7百万円で、対前年度9千万円(△4.7%)の減となりました。教育費では、国民体育大会事業が増となる一方、事業規模の大きかった「あさひ小学校」の建設工事が完了したことなどにより、25億2千6百万円で、対前年度13億6千3百万円(△35.0%)の減となりました。

平成30年度 主要事業

本年度に実施する新規事業など、主な事業を「阿見町第6次総合計画」に定める4つのまちづくりの基本目標に分けて紹介します。

3. 暮らしを支えるまちづくり

●創業支援事業 【300万円】

創業等により町内で新しい事業を行う者に対し、創業等に要する経費を補助金として交付することにより、新たな需要や雇用を創出し、地域産業の活性化を促進します。【商工観光課】

●木造住宅耐震補強補助事業 【277万円】

大地震などによる被害を最小限に留めるため、旧耐震基準（昭和56年以前）で建築されている木造住宅にかかる耐震診断費・耐震設計費・耐震改修費の一部を補助します。【都市計画課】

●産学官連携事業 【242万円】

産学官連携による地域農業の活性化を図ります。【農業振興課】

《その他の主な事業》

●道路橋梁維持補修事業 【3億6,250万円】

●道路新設改良事業 【2億5,221万円】

4. 安全・安心のまちづくり

●自主防災組織育成事業 【956万円】

地区単位で防災減災ワークショップを開催し、地区防災計画の作成支援を通じて自主防災組織の育成強化を図ります。【交通防災課】

●消防機械力整備事業 【1,487万円】

平成30年度は第9分団の消防ポンプ自動車を更新し、消防団資機材の充実強化を図ります。【交通防災課】

消防ポンプ自動車▶



●自立・分散型エネルギー設備導入促進事業費補助金《新規》【50万円】

水素社会の実現に向け家庭用燃料電池・蓄電池を設置した世帯に対して補助金を交付します。【環境政策課】

《その他の主な事業》

●公共下水道整備事業 【4億430万円】

1. 人がつながるまちづくり

●総合計画策定事業《新規》 【645万円】

現計画の「第6次総合計画 前期基本計画（平成26～30年度）」が平成30年度に計画期間満了を迎えることから次期計画である「第6次総合計画 後期基本計画（平成31～35年度）」を策定し、町政を総合的かつ計画的に運営します。【政策秘書課】

●電子入札システム導入事業《新規》【533万円】

建設工事および測量コンサルタント業務について電子入札を導入し、事務の効率化・入札の透明性・公平性の向上を図ります。【管財課】

●市民公益活動支援助成事業 【80万円】

市民活動団体の専門性や柔軟性等の特色を活かした活動を通し、地域の活性化や地域課題の解決を図り、町民が主体的に活動する新たなまちづくりの促進につながる市民活動を支援します。【町民活動推進課】

《その他の主な事業》

●男女共同参画センター事業 【511万円】

2. 人を育むまちづくり

●放課後児童健全育成事業 【1億104万円】

あさひ小学校区放課後児童クラブを開設し、町内全7小学校で放課後児童クラブを実施します。【子ども家庭課】

●学校施設改修事業 【3億823万円】

老朽化が進む学校施設のトイレ改修、エアコン設置工事等を行い良好な教育環境の充実を図ります。【学校教育課】

●スクールソーシャルワーカー配備事業《新規》【117万円】

教育と福祉の両面に関して専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。【学校教育課】

●国民体育大会事業 【5億4,725万円】

平成31年に開催される「いきいき茨城ゆめ国体」のセーリング競技会に向けた準備を進め、リハーサル大会を開催します。【国体推進室】

国体セーリング会場▶
(イメージ図)



《その他の主な事業》

●総合運動公園体育施設改修事業【6,002万円】

●図書館空調改修工事 【3,600万円】

ボランティア活動等 体験希望者を募集します

『町民活動センター』は、市民活動団体の活動を支援するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、町民活動センターの事業の一部についてご紹介します。



町民活動センター ☎888-2051 / 町民活動推進課 ☎888-1111 (272)

ボランティア活動等の体験希望者を募集します！

町民活動センターでは、ボランティア活動等を体験したい町民の皆さんに、町内の市民活動団体で実際にボランティア活動等を体験していただき、ボランティア活動のさらなる発展を図っていきたく考えています。体験希望者は、下記手順でセンターへお申し込みください。

申込から体験までの流れ

体験したい団体を探す	下記町民活動センターホームページ内「団体の紹介」から団体プロフィールをご覧ください、体験してみたい活動等を選択してください。
申込む	①住所②氏名③連絡先(電話番号等)④希望する団体名⑤希望する活動内容⑥希望する時期・日時等を電話・ファクシミリ・メールで、下記へお申し込みください。
体験	当センターが希望する団体と連絡を取り、体験希望者が希望する団体の条件・日程について調整を行います。調整終了後、当センターから体験希望者に体験日時等をご連絡し、体験日にボランティア活動等を体験してもらいます。
申込先	〒300-0331 阿見町阿見 2958 町民活動センター(マイアミ・ショッピングセンター3階) ▼電話・ファクシミリ: ☎888-2051 ▼メールアドレス: center@ami-cac.org ▼ホームページ: http://ami.cac.org/



▲阿見町小池城址公園里山の会



▲ボランティアそろばん速算教室

体験可能な活動団体例

- ▼阿見町小池城址公園里山の会: 植樹・雑木除伐・炭焼き作業
- ▼NPO 法人ハチドリ: 畑作業・あんま・マッサージの先生のドライバー・フリースクールの店番
- ▼ボランティアそろばん速算教室: 講師(そろばん検定2級以上が必要)
- ▼美浦指南会: 寺子屋の講師

注意事項

- ▼希望する団体により、体験時期や体験場所は異なります
- ▼希望した内容および日時等の調整が整わない場合があります
- ▼参加に係る費用(交通費等)は自己負担となります
- ▼その他不明な点がございましたら、当センターまでお問い合わせください

町民活動センターからのメッセージ

昨年12月に行なった市民活動団体向けのアンケートに回答いただいた団体の皆さん、誠にありがとうございます。センターでは、NPO法人等の打合せ・大人造形・えんぴつ画・ことばの問題等で困っている人の相談会などが行われており、それぞれのやりたいこと・好きなことが地域貢献活動につながっています。

今後、センターがボランティア活動をしてみたいという人たちをつなげる場所であることをアピールし、より多くの皆さんにご利用いただければと思います。また、ボランティアの横のつながりが広がり、ボランティア活動をした人から「ありがとう」のことばを頂けるように努めます。皆さんのお越しをお待ちしています。

軽自動車税 減免手続き・税率改正

(平成 28 年度以降)

問い合わせ 税務課 ☎888-1111 (156)

心身に障害のある人が使用する軽自動車、二輪車などについて、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税の減免を受けられる制度があります。

■障害者減免

4月1日現在身体障害者手帳などの交付を受けている障害者の通学・通院・通所もしくは生業に専ら使用する車両で、次の要件を満たしているもの

▼対象となる障害等級

- ①身体障害者手帳 下記の表をご参照ください
- ②戦傷者手帳 税務課にお問い合わせください
- ③精神障害者福祉手帳 障害等級が1級のうち、自立支援医療受給者証(精神通院)または医療福祉費受給者証(マル福)の交付を受けている人もしくは当該障害のため通院している人
- ④療育手帳 判定がAまたはA

▼対象となる運転者

- ①障害者本人
- ②障害者と生計を一にする人(同居または健康保険や税法上で扶養関係がある人等)
- ③障害者のために、週3日以上常時介護している人(障害者のみ世帯または70歳以上の人(もしくは未成年)と障害者のみで構成する世帯が対象
※減免申請できるのは障害者ひとりにつき、

普通自動を含めて一台に限ります
※法人名義・リース・営業用(黒ナンバー)の車両は、減免の対象とはなりません
※軽自動車税の減免を受けていると福祉タクシー券は申請できません

■構造減免

構造が専ら身体障害者などの利用に供するための構造を有する車両で、車検証の車体の形状欄に「車いす移動車」「身体障害者輸送車」等の記載がある特殊用途軽自動車(8ナンバー車)

■公益減免

専ら公益事業の用に供すると認められる車両
※個人名義、リース車両は減免の対象とはなりません
▼申請受付期間

納税通知書(5月上旬発送予定)が届いてから、納期限【5月31日(木)】までです。軽自動車税納税通知(原本)・障害者手帳(原本)など・車検証(コピー可)・運転する人の運転免許証(コピー可)・納税義務者の認印・納税義務者の本人確認書類(個人番号カードまたは運転免許証などと個人番号通知カード)をお持ちください。

対象となる身体障害の程度

障害の区分		障害の級数(程度)
視覚障害		1級から4級までの各級
聴覚障害		2級および3級
平衡機能障害、音声障害(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級
上肢不自由		1級および2級
下肢不自由	障害のある人が運転する場合	1級から6級までの各級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
体幹不自由	障害のある人が運転する場合	1級から3級までの各級および5級
	生計を一にする人または常時介護する人が運転する場合	1級から3級までの各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級から6級までの各級
心臓機能障害・じん臓機能障害・呼吸器機能障害・ぼうこうまたは直腸機能障害・小腸機能障害		1級および3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害、肝臓機能障害		1級から3級までの各級

※総合(合併)等級の場合は、障害区分ごとに判断します。例えば、「上下肢6級」であっても、これを個別に判断すると下肢7級・上肢7級となる場合は、減免となりません

■軽自動車（四輪以上および三輪）

- ①平成27年3月31日以前に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成27年度以降も改正前の税率のままです。ただし、平成28年度から③に該当し、重課税率になる場合があります
- ②平成27年4月1日以降に初度検査（新規登録）を受けた車両は、平成28年度から改正後の税率になります
- ③毎年4月1日現在で初度検査（新規登録）から13年を経過した車両は、平成28年度から重課税率になります。ただし、動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車は、重課税率の対象とはなりません。

種 別			揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車		
			①平成27年3月以前に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正前税率）	②平成27年4月以後に初度検査（新規登録）を受けたもの（改正後税率）	③初度検査から13年を経過したもの（重課税率）平成28年度から
軽自動車	乗 用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	8,200円
	貨物用	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪のもの		3,100円	3,900円	4,600円

■グリーン化特例（軽課税率）

平成29年4月1日から平成31年3月31日までに初度登録（新規登録）を受けた四輪以上および三輪の軽自動車に排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の少ない車両（新車に限る）は、初度登録をした日の属する年度の翌年度分に限り軽自動車税が軽減されます。

種 別			軽減税率（1年限り）		
			75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽自動車	乗 用	自家用	2,700円	5,400円	8,100円
		営業用	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物用	自家用	1,300円	2,500円	3,800円
		営業用	1,000円	1,900円	2,900円
	三輪のもの		1,000円	2,000円	3,000円

■グリーン化特例の適用となる基準

種 別	排ガス性能	燃費性能		特例措置の内容
電気自動車	—	—		おおむね75%軽減
天然ガス自動車	平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制適合かつ平成21年排出ガス基準値よりNOx10%低減	—		
ガソリン車（ハイブリット車を含む）	平成17年排ガス規制適合かつ平成17年排ガス基準値NOx75%低減または平成30年排ガス規制に適合かつ平成30年排ガス基準値よりNOx50%低減	乗用車	平成32年度燃費基準+30%達成	おおむね50%軽減
		軽貨物車	平成27年度燃費基準+35%達成	
		乗用車	平成32年度燃費基準+10%達成	おおむね25%軽減
		軽貨物車	平成27年度燃費基準+15%達成	

●原動機付自転車や125cc以上のバイク・小型特殊自動車

種 別	税 額	
原動機付自転車	50cc (0.6kw) 以下のもの（ミニカーを除く）	2,000円
	90cc (0.8kw) 以下のもの	2,000円
	125cc (1kw) 以下のもの	2,400円
	ミニカー 20cc (0.25kw) 超 50cc (0.6kw) 以下のもの	3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの（フォークリフト等）	5,900円
二輪の軽自動車	250cc 以下のもの（側車付のものを含む）	3,600円
二輪の小型自動車	250cc 超のもの	6,000円

子育て支援事業 の取り組み



子ども家庭課 ☎ 888-1111 (117-708)

町内の保育施設

保育施設とは、保護者が働いているまたは病気などで保育ができない場合にお子さんを預かり保育するところです。平成27年4月から公立保育所・私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所・家庭的保育事業所で保育事業を実施しています。

それぞれ特色が異なりますので、希望施設を決定される際には事前に見学されることをお勧めします。

施設名	施設の種類	所在地	電話番号	定員	保育年齢
中郷保育所	公立保育所	阿見 4002-5	887-3331	150人	生後8週～5歳
南平台保育所		南平台 1-31-6	840-2081	100人	
二区保育所		うずら野 1-29-11	841-2301	115人	
あゆみ保育園	私立保育園	阿見 4958-5	888-3681	150人	生後3か月～5歳
阿見ひかり保育園		曙 247-1	879-5155	120人	生後8週～5歳
さくら保育園		荒川本郷 2033-336	896-3678	160人	
阿見きらり保育園 (H30年4月開所)		荒川本郷 1916-3	875-8135	150人	生後8週～5歳
阿見認定こども園	幼保連携型認定こども園	阿見 5205-2	887-7388	180人	生後8週～5歳
認定こども園 ふたば幼稚園	幼稚園型認定こども園	岡崎 3-2-1	887-0055	180人	3歳～5歳
認定こども園 阿見みどり幼稚園		鈴木 25-10	887-7471	280人	
小規模保育園 虹いろキッズ	小規模保育事業所	鈴木 59-4	893-2273	19人	生後3か月～2歳
ニチイキッズ あみ保育室		阿見 3962-6	891-0855	19人	生後8週～2歳
まるこのおうち	家庭的保育事業所	廻戸 272-3	090-7946-1263	3人	生後6か月～2歳

※認定こども園の定員には、教育（幼稚園）部分を含みます

▼開所（園）時間

保育短時間8時間、保育標準時間11時間を各施設で設定しています。11時間以上開所（園）している施設（延長保育）や保育短時間のみの施設もあります。

民間託児施設

子どもを預かる時間等は施設で独自に設定しています。申し込みは施設に直接お願いします。

実施場所	託児所・チャーミー（福田 2404-2）
問合せ	☎ 889-4321

一時保育事業

保護者の急病・断続的勤務・冠婚葬祭・育児疲れ等の私的理由などで、一時的に保育が困難となる場合に保育施設で一時的に保育する事業です。希望先の保育施設の行事などで受け入れできない場合があります。ご了承ください。

実施場所	公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所
対象	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所: 町内に住民登録している満1歳以上から就学前までの児童 私立保育園・幼保連携型認定こども園: 満1歳以上から就学前までの児童(別途条件を設定している場合もあります) 小規模保育事業所: 生後6か月以上から3歳まで(3歳になる年度の3月31日まで)
利用料金	児童1人につき1日あたりの料金(食事・おやつ代含む) <ul style="list-style-type: none"> 公立保育所・私立保育園・幼保連携型認定こども園: 2,000円 ※阿見きり保育園 ①生後7か月～1歳: 3,000円 ②2歳以上: 2,000円 小規模保育事業所児童: ①生後6か月～1歳未満: 2,500円 ②1歳以上～3歳: 2,000円
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> 公立保育所 <ul style="list-style-type: none"> 利用を希望する保育所に電話予約をします(予約は1ヶ月前から可能) 初回利用の場合は利用の前に面接が必要です 予約がとれたら子ども家庭課に一時保育申込書を提出します 私立保育園・幼保連携型認定こども園・小規模保育事業所 <ul style="list-style-type: none"> 各実施場所にお問合せください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください

病後児保育事業

病後児保育とは、病気やけがの回復期にある児童について、保育園などの集団生活には適していないが、保護者の仕事や病気・けが・冠婚葬祭等のやむを得ない理由で家庭で看護できない場合に、一時的にお預かりして保護者の子育てと就労の両立を支援する事業です。

実施場所	阿見ひかり保育園・さくら保育園・阿見きり保育園
対象	下記の①②のどちらも該当する児童 <ul style="list-style-type: none"> ① 町内に住民登録している児童または実施場所に在籍している児童 ② 4月2日時点で1歳に到達している児童
利用料金	児童1人につき2,000円
注意点	<ul style="list-style-type: none"> 病気やけがの状態によっては、お受けできない場合もありますのでご了承ください 利用する場合は、事前に病院の受診が必要となります 病院を受診される前に、実施場所にご確認ください
問合せ	各実施場所にお問い合わせください <ul style="list-style-type: none"> 阿見ひかり保育園 ☎ 879-5155 さくら保育園 ☎ 896-3678 阿見きり保育園 ☎ 875-8135

ファミリーサポートセンター

地域の育児に関する相互援助活動により、安心して子どもを育てる環境づくりと、女性の社会参加を支援するため“たすけあいの心”を持った地域の人々の協力により行う、会員方式の有料の福祉サービスです。

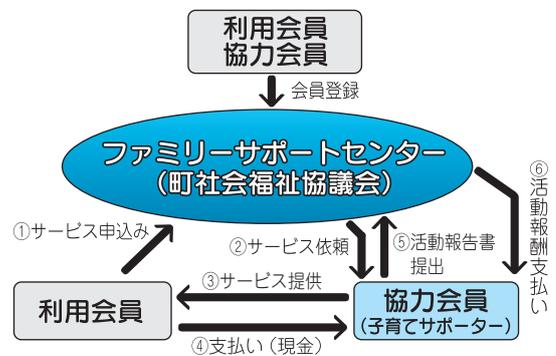
▼サービスの内容

- ① 保育施設の保育開始前・保育終了後の子どもの預かり
- ② 保育施設までの送迎
- ③ 学校の放課後・放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり
- ④ 軽度の病気で学校・保育施設に通えない子どもの世話(急性期除く)
- ⑤ 親等が病気・通院の際の子どもの預かり
- ⑥ 親が外出の際の子どもの預かり
- ⑦ 産前・産後の家事援助、乳幼児の世話
- ⑧ その他会員間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

▼利用時間および料金

利用時間	午前7時～午後9時 ※午後7時～9時は要相談
利用料金	1時間あたり400円(子ども1人の場合) ※延長料金は30分未満200円、30分以上は400円となります

▼問合せ: 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084



▲ファミリーサポートセンター利用の流れ

ごみのポイ捨てや不法投棄をなくしましょう！

町内クリーン作戦

廃棄物対策課（霞クリーンセンター内） ☎889-0091

町内クリーン作戦の実施

町では、環境美化の推進のために、5月と11月の年2回「町内クリーン作戦」を実施しています。

今年度の第1回「町内クリーン作戦」は、下記のとおり実施しますので、皆さまの積極的な参加をお願いします。当日は行政区長、班長などの指示に従い清掃を行ってください。

▼期日 5月27日(日) ※雨天予備日 6月3日(日)

5月は関東地方環境美化運動の一環として5月30日(ごみゼロの日)に近い日曜日に実施しています

▼作業内容 ▼空き缶・空きビン等のポイ捨てごみの回収 ▼ごみ集積所の清掃

▼その他 ▼開始時間は各行政区によって異なります

▼家庭からの一般ごみおよび粗大ごみについては回収しません

▼平成29年度の実績(2回実施の合計) ごみの回収量:17.90トン、延べ参加人数:22,995人

家庭用使用済み天ぷら油の回収

町家庭排水浄化推進協議会では、霞ヶ浦の水質浄化のために、「家庭用使用済み天ぷら油の回収」を町内クリーン作戦に合わせて、次のとおり実施します。

皆さんの積極的な参加をお願いします。

▼期日 5月27日(日) ※雨天予備日 6月3日(日)

▼回収手順

- ① 使用済天ぷら油の天かすなどを取り除く
- ② 使用済天ぷら油をペットボトル等に入れる
- ③ 行政区が指定した回収場所に油の入ったペットボトル等を持っていく
- ④ 使用済天ぷら油を回収缶に移す
- ⑤ 空になったペットボトルは、次回の回収用に使用するが、燃えるごみとして処分してください

▼その他 ▼不純物が多く混入していると、回収できない場合があります ▼工業用油は回収しません ▼回収した天ぷら油は、にわたりの飼料などに再利用されます

▼平成29年度の実績(2回実施の合計) 油の回収量:2,061リットル

第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)開催

世界湖沼会議は、1984年(昭和59年)に滋賀県の提唱により琵琶湖で最初に開催され、その後おおむね2年ごとに世界各地で開催される国際会議です。会議では、生態系サービスを将来にわたって持続的に享受するためには、どのようなことに取組むべきなのかについて、住民、農林漁業者、事業者、研究者、行政など湖沼に関わりを持つすべての人々が、情報の共有と意見交換を行います。

- ▼会期 10月15日(月)～19日(金)
- ▼会場 つくば国際会議場(つくば市竹園2-20-3)
- ▼テーマ 人と湖沼の共生 持続可能な生態系サービスを目指して
- ▼その他 詳しくは、第17回世界湖沼会議公式ホームページをご覧ください
<http://www.wlc17ibaraki.jp/>

▼問い合わせ 第17回世界湖沼会議(いばらき霞ヶ浦2018)実行委員会事務局
茨城県県民生活環境部環境対策課内
☎029-301-2995(平日、午前8時30分～午後5時15分)



※町環境政策課窓口で開催案内書があります

知って安心！介護保険 地域密着型サービス

介護 保険

高齢福祉課介護支援係 ☎ 888-1111 (144)

サービスの概要

地域密着型サービスは、認知症高齢者・独居高齢者の増加等を踏まえ、高齢者が介護の必要な状態となっても、住み慣れた自宅や地域でできる限り生活が続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスです。

サービスの主な特徴

- ▽ 地域密着型サービス事業所の指定および指導・監督は、市町村が行います
- ▽ 地域密着型サービスの利用者は、原則として事業所が所在する市町村の住民（介護保険の被保険者）のみとなります
- ▽ 利用者の家族や地域の代表者が参加する運営推進会議において、運営状況の報告や意見交換などが行われ、より良い生活が送れるよう話し合いが行われます。運営推進会議は2か月に1回以上、定期的開催されています。

主なサービスの種類

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の高齢者が共同生活を営む住居（グループホーム）で食事・入浴などの介護や支援を受けることができます。

要介護1～5の人、要支援2の人が利用できます（要支援1の人は利用できません）。家庭的な雰囲気の中で1ユニット9人以下の少人数での共同生活を営みます。グループホームでは自分でできることは自分で行い、季節の行事やレクリエーション、地域の行事への参加など、さまざまな催しが行われます。町では5事業所（表1…①～⑤）が整備されています。

※ サービスを利用した自己負担額（サービス費用の1割または2割）に加えて、家賃・食料費・そのほかの費用がかかる場合があります。詳細は各事業所へお問い合わせください

小規模多機能型居宅介護

小規模の住宅型の施設で『通い』を中心としながら『訪問』や『宿泊』などを組み合

わせ、食事・入浴などの介護サービスが受けられます。

要介護1～5の人、要支援1・2の人が利用できます。

「通い」「訪問」「宿泊」等のサービスを利用するときに同じ施設、なじみのスタッフでの対応ができますので、連続性のあるサービスを受けることができます。

町では、5月1日より新し

く1事業所が開始し、2事業所（表1…⑥⑦）が整備されています。

※ 小規模多機能型居宅介護利用の場合、サービスを利用した自己負担額（サービス費用の1割または2割）に加えて、食料費・宿泊費・そのほかの費用がかかる場合があります。詳細は各事業所へお問い合わせください

表 1: 町内の地域密着型サービス提供事業所

種類	事業所名	所在地 電話番号	定員
グループホーム	①阿見ケアコミュニティ そよ風	うずら野 4-24-5 ☎843-7130	18人
	②グループホームすみれ	岡崎 2-8-19 ☎887-0086	9人
	③グループホームつくし	曙 176-3 ☎887-2823	18人
	④グループホームわかぐり	鈴木 136-3 ☎891-2300	18人
	⑤グループホーム阿見	若栗 2957-5 ☎889-2767	18人
小規模多機能型 居宅介護	⑥小規模多機能型 居宅介護すみれ	岡崎 2-8-19 ☎875-4102	25人
	⑦小規模多機能 居宅介護事業所優愛 ※ 5月1日より開始予定	中央 5-19-20 ☎893-2588	29人

申請はお済みですか？ 学生納付特例制度

国民年金 学生納付特例制度

国保年金課国民年金係 ☎888-1111 (136・137)

『学生納付特例制度』とは

20歳以上の人は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。しかし、学生は一般的に所得が少ないため、国民年金保険料の納付が猶予される『学生納付特例制度』があります。

大学(院)・短大・高等学校・高等専門学校・専修学校・学校教育法で規定される修業年限が1年以上ある各種学校(左記参照)——など(定時制課程、通信課程、一部の海外大学の日本分校を含む)に在学する学生で、本人の所得が一定額(下記参照)以下の人が対象です。

▼各種学校：修業年限が1年以上の課程に在学している人に限ります(私立の各種学校については、都道府県知事の認可を受けた学校に限られます)

申請期間の拡大

平成26年4月から制度改正により申請免除などの遡及が可能な期間が、最大で申請日から2年1か月前までとなりました。

所得枠

118万円(本人所得)
▼扶養親族などがある場合：扶養人数×38万円
▼社会保険料控除などがある場合：控除額—がそれぞれ基準額に加算されます。所得基準以下の人が対象です。

申請場所

国保年金課またはうずら出張所で申請できます。申請は毎年必要となります。
※日本年金機構から『学生納付特例申請書(はがき)』が届

いている人は、必要事項を記入して返送することにより、申請手続きができます

持参品

▼学生証(コピー可)または在学期間がわかる在学証明書・年金手帳・印鑑(本人署名の場合不要)

▼本人の所得が町でわからない場合は、前年所得の状況を明らかにすることができ

る書類(所得証明書・源泉徴収票・確定申告書など)の写し
▼昨年または今年、会社など



承認されると

申請年度の4月から3月まで保険料の納付が猶予されます。猶予期間は、基礎年金を受給するための資格期間に含まれますが、年金の受給額には反映されません。満額の年金を受給するため、卒業したら保険料を追納(さかのぼって納付)しましょう。

学生納付特例期間中の事故や病気で障害が残った場合や死亡した場合には、一定の要件を満たしていれば障害基礎年金や遺族基礎年金を請求することができます。

土浦年金事務所から

5月の休日開庁日
日時 5月12日(土)午前9時30分～午後4時
問合せ 土浦年金事務所
☎825-1170

木造住宅の耐震診断費・ 耐震改修費を支援します



都市計画課 ☎888-1111 (233)

昭和56年(1981年)5月31日以前に着工し、建築された建築物は、建築基準法改正による新耐震設計以前の旧耐震設計基準で建築されたものが多く、十分な耐震性が確保されていない場合があります。

阪神・淡路大震災、東日本大震災、熊本大地震などで、大きな被害を受けた建物のほとんどが、昭和56年5月以前に建築された旧耐震設計基準による木造住宅でありました。地震による住宅の倒壊等の被害を防ぎ、災害に強いまちづくりを促進するため、町では一定の要件のもとで補助金を交付します。

補助概要

補助対象建築物

- ▼町内に現に存する住宅で、所有者自ら居住している木造住宅であること
 - ▼昭和56年5月31日以前に工事を着工した木造住宅、または昭和56年5月31日以前の建築基準法に基づく耐震基準で建築された木造住宅であること
 - ▼在来軸組構法または枠組壁工法による、2階建以下の木造住宅であること
 - ▼延べ床面積が30㎡以上であること
 - ▼併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上であること
- ※上記のほかにも、要件があります。詳細は、都市計画課までお問い合わせください

補助対象者

上記の木造住宅を居住することを目的に所有し、現にその木造住宅に居住している町内在住者で、町税等を滞納していない人。

支援の内容

区分	内容
①耐震診断	茨城県木造住宅耐震士認定者名簿に登録された「耐震診断士」を派遣し、住宅の耐震診断を行い、「耐震補強の必要性の有無」を判定します
②耐震補強設計	耐震診断の結果、上部構造評点(※)が1.0未満の場合に、具体的な改修工事の計画を行うものです
③耐震改修工事	耐震補強設計に基づき、基礎や壁の補強などの改修工事を行うものです

※大地震の際に建築物に必要とされる耐力(必要耐力)と実際に保有している耐力(保有耐力)の比較より導き出される評価点
 ※②③の補助申請は、単独では受け付けません

補助金額等

	①耐震診断	②耐震補強設計	③耐震改修工事	留意事項
補助金額	無料診断	限度額10万円	限度額40万円	※予定件数に達し次第、受付を終了します。ご了承ください
補助率	100%	66.6%	23%	
予定件数	5件	5件	5件	

募集期間

①6月4日(月)～7月6日(金)まで②③6月4日(月)～11月30日(金)まで ※いずれも土・日・祝日を除く

申請方法

所定の申込み用紙に必要事項を記入し、都市計画課窓口でお申し込ください。制度の詳細な内容については、パンフレットや町ホームページでご覧いただけますが、まずは都市計画課へご相談ください。

耐震診断・改修工事のトラブルにご注意ください！！

「無料で耐震診断します」などの勧誘や工事契約を迫る「点検商法」の被害が多発しています。

- ▼町の職員や木造住宅耐震診断士が直接訪問して耐震診断を勧めることはありません
- ▼木造住宅耐震診断士は「認定証」を必ず携帯しています

消費者コーナー

『くらしの注意報！ ～安全で快適なくらしのために～』

30 年度・第 1 回

消費者問題のご相談は、
お気軽に下記まで！



平成 29 年度の消費生活相談状況

- ▼平成 29 年度の相談受付件数:341 件 ※平成 28 年度は 340 件
- ▼契約者の性別 男:167 件 女:163 件 その他(不明・団体企業):11 件
- ▼契約者の年齢

(単位:件)

20 歳未満	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳	80 歳以上	不明	計
1	28	24	41	60	70	62	40	15	341

- ▼相談件数が多かった主な相談内容 **『架空請求にご注意を!!』**

順位	商品・サービス名	件数	相談内容・対策
1	架空請求	56	Q. スマートフォンに「コンテンツ利用料金の精算確認がとれない」という SMS (携帯電話の番号を宛先にして送受信するメッセージサービス) や「総合消費料金未納分訴訟最終通知」と書かれた葉書が届いたが、心当たりはない
			A. 心当たりがない場合は SMS・葉書に書かれている電話番号に連絡せず、様子をみましょう。「もしかして!?!」と思った時は NTT の電話番号案内(有料)を利用し、実在する公的機関・事業者の連絡先であるか確認しましょう
2	借金問題	24	Q. 生活費を消費者金融数社で借りたが返済できない
			A. 債務整理のために消費生活センターで協力弁護士をご紹介します
3	インターネット 接続サービス	12	Q. 自宅訪問や電話で「通信料が安くなるから。」と言われ、大手通信会社から変更したが、以前より高くなった
			A. 勧められたら「どのような場合に安くなるのか」「何にいくらかかるのか」「工事費はかかるのか」「不要なオプションはないか」など、契約内容をきちんと確認しましょう

架空請求や商品の購入、サービスの契約等について困った時や疑問に思った時は、消費生活センターへお気軽にご相談ください(相談は無料です)。

消費者庁からのお知らせ『5 月は消費者月間です』

- 今年度のテーマは『**ともに築こう 豊かな消費社会～誰一人取り残さない～**』

毎年 5 月は消費者月間として、消費者・事業者・行政が一体となり、消費者問題に関する啓発などを実施しています。今年は安全・安心で豊かに暮らすことができる社会を実現するという使命のもと、さまざまな主体が当事者として各自の役割について考え、行動していただくためのきっかけとなるよう上記のテーマを掲げています。

問い合わせ:▼町消費生活センター☎888-1871(ファクシミリ兼用/月～金曜日の午前 9 時～午後 4 時 ※土・日・祝日は消費者ホットライン☎188へ)
ホームページ http://www.town.ami.lg.jp/soshiki/21-7-0-0-0_1.html
▼商工観光課☎888-1111(171)



あなただからできること、あなただけができること 消防団員を募集しています

交通防災課消防係 ☎888-1111 (279)

消防団は、普段は主たる職業等を持つかわら『自分たちのまちは、自分たちで守る』というボランティアの精神により、地域の防災リーダーとして幅広く地域防災や防犯活動の中で重要な役割を担っています。消防団活動のなかで身についたさまざまなスキル（技術）は、自分・家族・地域の皆さんなどの身近な人たちを災害から守ることに役立てることが出来ます。町消防団の入団については、交通防災課までお気軽にご相談ください。

■消防団員とは？

消防団は消防署と同様に市町村の消防機関であり、その構成員となる消防団員は、消防署の職員と同じ地方公務員となります。しかし消防署の職員が常駐の地方公務員であるのに対し、消防団員は他に職業や学業を持つ非常勤特別職の地方公務員です。また、町消防団には女性部があり、幼児から高齢者を対象とした防火防災教室などの活動も行っています。

- ▼消防団員の処遇：▼制服・活動服などを貸与 ▼公務災害補償あり
- ▼退職報償金制度（5年以上）あり



▲活躍中の女性消防団員の皆さん

■消防団のおもな活動

- ▼各種消防訓練・地区の水利点検・放水訓練・出初式・防火防災教室・消防ポンプ取扱い訓練など

■消防団員になるには？

- ▼下記①～③の応募条件を満たしている人で入団を希望する人は、交通防災課までお問い合わせください
- 応募条件：①町内に在住または通勤・通学している②18歳以上である（学生可）③健康・明朗で活発である
- ▼申込・問い合わせ：交通防災課消防係 ☎888-1111 (279)

■消防団の組織

- ▼町消防団は、消防団長のもと各区域ごとの分団（第1～15分団）、各分団から選出された指導員、女性部により構成されています
- ▼町消防団の事務等は交通防災課が行っています

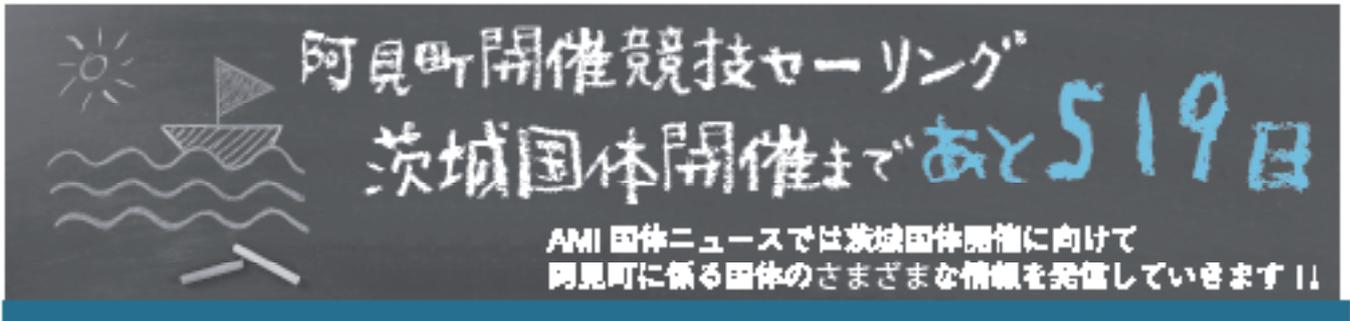


▲男性消防団員によるポンプ操法訓練

■分団管轄行政区一覧

分団名	行政区
第1分団	中郷東・中郷西・西郷・阿見台
第2分団	立ノ越・青宿・新町
第3分団	大室・岡崎・廻戸・霞台・曙東・曙南・レイクサイドタウン
第4分団	北・宿・西方
第5分団	中央東・中央西・中央南・中央北・鈴木・富士団地・白鷺団地
第6分団	三区上・三区下・上郷・一区南・一区北
第7分団	二区北・二区南・住吉・一区・本郷

分団名	行政区
第8分団	上本郷・下本郷・中根・シンワ
第9分団	実穀・寺子・上小池・下小池・上長・筑見
第10分団	上吉原・中吉原・下吉原・大砂・福田・新山
第11分団	君島・石川
第12分団	塙・追原・上条
第13分団	飯倉・大形・飯倉二区
第14分団	上島津・下島津・南島津・南平台一丁目・南平台二丁目・南平台三丁目
第15分団	掛馬・竹来



はじめに

2019(平成31)年に茨城県で45年ぶりに国体が開催され、阿見町ではセーリング競技が行われます。でも、「国体って、そもそもどんな大会?」、「セーリング競技ってなに?」そんな疑問の声がたくさん聞こえてきそうです。

確かに、オリンピックのように多くのテレビ局で連日中継されるわけでもなく、また海外のメジャー選手が出場することはありません。けれども、都道府県を代表する選手たちが、さまざまな競技でしのぎを削る戦いを真近で見ることができる貴重な機会です。さらに、2020年の東京オリンピックで活躍が期待される選手の出場もあるかも知れません。知らずに過ごすなんて「もったいない」の一言に尽きます。国体推進室では、国体を楽しんでいただくためのさまざまな情報を発信していきます。ぜひ、ご一読ください。

国体とは



大会シンボルマーク

▶平成29年えひめ国体の開会式(炬火点火)



▶平成29年えひめ国体茨城県選手団の入場



国体とは国民体育大会の通称で、都道府県による持ち回りで毎年開催される国内最大のスポーツ大会です。

都道府県対抗方式で行われ、男女総合優勝である「天皇杯」と、女子総合優勝である「皇后杯」獲得を目指し、各都道府県の代表選手たちが熱戦を繰り広げます。

国体開催の経緯

1946(昭和21)年、戦後の荒廃と混乱の中で、スポーツを通して国民に、とりわけ青少年に「勇気」と「希望」を与えようと、戦災を免れた京都を中心とした京阪神地域において、国民体育大会の第1回大会が開催されました。

翌年から都道府県持ち回りで毎年開催され、1988(昭和63)年第43回大会(京都府)から二巡目となっています。

前回の茨城国体

茨城県で初めて国体が開催されたのは1974(昭和49)年の第29回大会です。

公開競技を含む30競技が27市町村で行われ、この大会で県は天皇杯・皇后杯の両方を獲得するという見事な成績を収めています。

この大会のために整備されたさまざまな競技施設の一部は、その後の競技普及に役立っています。

水と緑のまごころ国体



▲第29回大会テーマとシンボルマーク



▲第29回大会のメダル

いきいき茨城ゆめ国体2019

第74回国民体育大会 翔べ 羽ばたけ そして未来へ



第74回国民体育大会（茨城国体）

2019（平成31）年に開催される第74回国民体育大会では、2019（平成31）年9月28日（土）～10月8日（火）の11日間、県内全44市町村を会場に、天皇杯・皇后杯の得点対象となる正式競技37競技と、得点対象にはならない公開競技5競技、特別競技1競技、デモンストレーションスポーツ31競技、合わせて74競技が実施されます。

大会愛称「いきいき茨城ゆめ国体」は、選手やボランティアをはじめ、国体に参加するすべての人々が、活気に満ちた、いきいきと活躍できる夢のあるスポーツの祭典を創り上げるといった想いを込めて、スローガンの「翔べ 羽ばたけ そして未来へ」は、国体にさまざまな形で参加することによって飛躍し、そして未来に向けて大きく羽ばたいていける大会であるようにという想いを込めて決めました。

茨城国体マスコットキャラクター いばラッキー

『いばラッキー』プロフィール

- はるかな未来に、幸運のエネルギーでできたラッキー星がある。その星のかけらがはじけて、地球の茨城にやってきた
- 茨城（イバラキ）は、ラッキー星と名前がちょっと似ていてずーっと気になっていた
- みんなに幸運を届けることが大好きで、好奇心が旺盛！ 頭にあるアンテナで幸運の届け先をいつも探している
- 手を振ると左手の緑のハートからは「夢を描くパワー」を、右手のオレンジのハートからは「勇気のパワー」を発することができる
- 頑張っている人を見るとアンテナが反応！ 背中の中までどこへでも行って、輝くみんなにパワーを届けます！



編集後記

町では2019（平成31）年9月29日（日）～10月2日（水）の4日間、セーリング競技会が行われます。セーリングは得点対象となる正式競技の中でも、ポイントが多く入るため、天皇杯・皇后杯獲得には重要な競技です。

今回の『AMI国体ニュース』では、そんなセーリングの魅力を紹介していきます。

★茨城国体セーリング競技会 & リハーサル大会のボランティアを募集しています

- ▼セーリング競技を知らなくても大丈夫！ ▼お申し込み後に参加できなくなっても大丈夫！
 - ▼半日程度からの参加でも大丈夫！
- まずは気軽に『阿見町国体』で検索！



予科練平和記念館だより

予科練平和記念館ホームページ <http://www.yokaren-heiwa.jp/>

予科練平和記念館 ☎891-3344 開館時間：月曜日を除く午前9時～午後5時

『第51回予科練戦没者慰霊祭』の一般開放と参加申込（主催：公益財団法人海原会）

今年も予科練戦没者慰霊祭式典（主催：公益財団法人海原会）が一般に開放されます。主催の公益財団法人海原会では町民の皆さまに慰霊祭式典を開放することにより、予科練に対する正しい理解を深めてもらい、戦没者慰霊祭の真の姿を認識してもらいたいという考えのもと、下記のとおり慰霊祭を一般に開放して開催します。

なお、当日の式典会場への入場口は、陸上自衛隊土浦駐屯地の正門ではなく、予科練平和記念館側の出入口を使用します。車でお越しの場合は予科練平和記念館の臨時駐車場をご利用ください。（下図参照）

※公益財団法人海原会とは・・・予科練出身者の慰霊行事・遺書・遺影等を保管・公開して史実を正しく後世に伝承するために活動している団体です

- ▼期 日：5月20日（日） ※雨天決行
- ▼時 間：午前10時30分～11時30分（入場開始9時から） ※10時25分に会场上空に飛行機が飛来し慰霊飛行が行われます
- ▼場 所：陸上自衛隊土浦駐屯地武器学校内『雄翔園』（青宿121-1）
- ▼その他：事前申込不要・参加料無料 ※式典終了後に行われる直会（食事会・懇親会）については参加料・事前申込が必要となります。下記へご連絡ください
- ▼その他：式典当日は予科練平和記念館を無料開放します
- ▼問合せ：公益財団法人海原会事務局 ☎03-3768-3351



予科練戦没者慰霊祭 51 回特別展示『予科練生と共に生きる私 行方滋子資料展』開催（無料）

公益財団法人海原会の参事であり、散逸の危機にある予科練習生の資料を私財を投じて収集している行方滋子氏のコレクション資料を展示します。行方氏の戦没予科練習生に対する思いや当時の貴重な資料の数々をご覧ください。

- ▼期 日：6月3日（日）まで ※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館となります
- ▼時 間：午前9時30分～午後4時30分（入館は4時まで）
- ▼場 所：雄翔館内特別展示コーナー
- ▼主 催：公益財団法人海原会 ☎03-3768-3351

〈広告欄〉

<p>当社がサンニク・三菱等の施工員がこなしています。</p> <p>「太陽光発電システム」</p> <p>○屋根の電気代はおまかせ！ ○補助金制度を上手に利用！ ○余った電気は売電可能！</p>	<p>住まいのことなら 美都住建へ</p> <p>家の耐震等が心配という方には、当社のホームヴェル耐震診断士が無料でアドバイスさせていただきます。</p> <p>土台と梁、桁、柱を優れた構造用下地材で固定するため耐力が分散し、高い安定した構造耐力が得られます！！</p> <p>●新築住宅に関する事は 「美都住建」 検索</p>	<p>もっと楽しく快適に！</p> <p>リフォームしませんか？</p> <p>リフォームアドバイザーが親切・丁寧に対応させていただきます。</p> <p>Before After</p> <p>屋根 外壁 水廻り 外構...etc</p> <p>南美都和 検索</p>
<p>建築業知事免許（般-29）第22375号 【本 社】阿見町実穀 1283-10</p> <p>（株）美都住建 TEL.029-842-7196</p> <p>【阿見町中央】阿見町中央 1-5-32</p>		<p>茨城県知事免許 第5548号</p> <p>阿見町中央 1-5-32</p> <p>（有）美都和三 TEL.029-891-2200</p>



まちの できごと

（株）常陽銀行から 防犯ブザーの寄贈

3月27日、株式会社常陽銀行から、町内小学校の新1年生へLEDライト付き防犯ブザーが寄贈されました。株式会社常陽銀行は、防犯ブザーを平成17年度から寄贈していただいています。防犯ブザーは、4月9日に行われた入学式において配布され、児童の防犯・安全確保のために活用させていただきます。ありがとうございます。



茨城かすみ農協から 交通安全帽子寄贈

3月29日、茨城かすみ農業協同組合から、今年度入学した町内小学校の新1年生の黄色の交通安全帽子が寄贈され、4月9日に行われた入学式で配付されました。茨城かすみ農業協同組合からの寄贈は今回で42年目となり、いただいた安全帽子は児童の安全な登下校のために活用させていただきます。ありがとうございます。



吉原小学校・実穀小学校において 閉校式が行われました

3月24日、吉原小学校・実穀小学校において閉校式が行われました。

●吉原小学校閉校式（1879年〔明治12年〕創立）

第1部の閉校式典では、51人の全児童で校旗を運び、吉原小学校の校長先生から千葉町長へ校旗が返納されました。第2部の閉校の集いでは、児童発表として力強いソーラン節が披露されました。また、感謝の言葉やDVD上映で吉原小学校の歴史を振り返り、同校への感謝を伝えました。式典の最後には参加者全員で童謡「ふるさと」と、来場者からの呼びかけにより校歌を斉唱し、吉原小学校との思い出に浸りました。

●実穀小学校閉校式（1880年〔明治13年〕創立）

93人の児童を最後に137年の長い歴史に幕を閉じました。閉校式典には多数の関係者の皆さんにご参列いただき、校旗返納や卒業生の吉村美咲さんの伴奏による校歌斉唱を行い、実穀小学校で教壇に立たれていた宮本好弘先生からは、実穀小学校の思い出をお話しいただきました。最後に、全校児童による合唱を披露しました。閉校式典後には、旧友や恩師に再会した来場者の皆さんが思い出話に花を咲かせていました。



吉原小学校児童が披露したソーラン節



実穀小学校児童による合唱

〈広告欄〉

特別謝恩コース 夕映えの宿 沙美荘

瀬波温泉

大観荘 せなみの湯

大観荘 せなみの湯

ホテル外線 0254-53-2131

新湯ふるさと村

5月7日～11月30日までの出発

※但し、平成30年8月1日～20日出発の20日間を除く

本旅行代金 **19,800円～29,800円**

1日目 各乗車指定地→土浦(7:30頃)→新潟市内(昼食)→イヨボヤ会館(見学)→瀬波温泉(16:00)泊

2日目 ホテル(8:30)→国指定重要文化財 渡邊邸(見学)→魚沼市内(昼食)→永林寺(参拝)→土浦(19:30頃)→各乗車指定地

1泊2日 昼食2回付 夕食は合同宴会となります※注① 酒又はウーロン茶1本付

食事条件 ※注② 各旅館の宿泊人数が15名以下の場合、夕食が小宴会またはレストランにて食食となる場合があります。 ※注③ 各旅館の変更は出発日の2週間前より変更受付不可となります。

1泊 2泊 3泊

協賛店(株名) 大観荘 せなみの湯、夕映えの宿 沙美荘 (朝食) 新湯ふるさと村 深雪の里 (見学) イヨボヤ会館 国指定重要文化財 渡邊邸 永林寺

観光バス管理運営株式会社 1293 旅行企業 関鉄観光株式会社 土浦市真鍋一丁目10番8号 TEL 029-822-3727 <代表>

インフォメーション

募集 町民特派員募集一緒に広報紙を作りませんか？

町では、町民の視点を取り入れた親しみやすく、わかりやすい広報紙づくりと協働のまちづくりを推進するため、町民特派員を公募します。

▼活動内容

▼月に1回程度、平日に役場等で町職員と一緒に広報紙の取材・編集等を行います▼取材した内容は、広報あみに掲載(年4回程度)

▼委嘱期間

7月～平成31年3月31日

▼謝礼

月額3000円 ※ただし、取材等の協力が無い月は支給しない

▼募集人数

2人

▼応募資格

左記の要件をすべて満たす人▼町行政に関心を持ち、特派員として熱意を有する▼20歳以上の町内在住者

▼平日に役場等で4時間程度協力できる▼常勤の公務員

(臨時的に任用される職員を除く)ではない

▼応募期間

5月31日(木)必着

▼応募方法

役場・各公民館・各ふれあいセンター・うずら出張所に備え付けの応募用

紙および町民特派員として地域の話題など町民の皆さんにお知らせしたいこと(400字程度)――を郵送または直接左記に提出する。(平日の午前8時30分～午後5時15分、提出書類は返却しません。) ※応募用紙は、左記の町ホームページからダウンロードできます

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

http://www.town.ami.lg.jp/000003746.html

募集 「親子ボランティアスクール」参加者募集

▼期日 6月3日(日)

▼時間 集合：午前7時45分(出発：8時)▼集合場所：総合保健福祉会館「さわやかセンター」

▼内容 東日本盲導犬協会での体験学習(栃木県宇都宮市など)

▼対象 町内在住の小学生と保護者(小学生のみの参加はできません)

▼募集人数 20組(▼1組小学生・保護者1人ずつ▼応募者多数の場合は抽選)

▼参加料 無料

▼申込期間 5月1日(火)～18日(金)まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 申込用紙(町社会福祉協議会ホームページで入手可)に必要事項を記入しファクシミリか直接左記に申し込む

▼町社会福祉協議会地域福祉係(総合保健福祉会館内) ☎887-0084 ☎887-9934

http://www.amishakyo.or.jp

http://www.amishakyo.or.jp

http://www.amishakyo.or.jp

http://www.amishakyo.or.jp

http://www.amishakyo.or.jp

http://www.amishakyo.or.jp

代 「土浦地方家族会」開催

家族の中に精神障害の当事者を持つ人があつまり「家族を支える会」を開催します。家族や親戚だけが参加できる会で安心して悩みを話し合い、多くの参考意見を聞くことができます。ぜひご参加ください。

▼期日 5月19日(土)

▼時間 午後1時30分～3時30分

▼場所 土浦二中地区公民館(土浦市木田倉)

▼その他 参加料無料・申込不要

▼社会福祉課 ☎888-1111(114)

▼期日 5月25日(金)

▼時間 午後1時30分～4時30分

▼場所 阿見消防署

▼内容 救急蘇生法(普通救命講習・AED講習)

▼講師 阿見消防署員・応急手当指導員・応急手当普及員

▼対象 町内在住・在勤の人

▼募集人数 20人

▼参加料 無料

▼申込期間 5月21日(月)まで ※土・日・祝日を除く

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼町地域包括支援センター ☎887-8124

http://www.amishakyo.or.jp

http://www.amishakyo.or.jp

http://www.amishakyo.or.jp

お知らせ 「B型肝炎給付金無料相談会」開催

B型肝炎集団予防接種において、注射器の連続使用が原因でB型肝炎に感染した人には国から給付金が交付されます。あなたも対象になるかも知れません。弁護士が制度を説明しますのでまずはご相談ください。

▼期日 ①5月26日(土) ②6月21日(木)

▼時間 ①午前10時～正午 ②午後6時～8時

▼場所 ①水戸翔合同法律事務所(水戸市大町) ②長瀬総合法律事務所(牛久市中央)

▼申込方法 電話で左記に申し込む

▼その他 電話相談も実施しています。詳細は左記へお問い合わせください

▼全国B型肝炎訴訟茨城弁護士 ☎029-1226-13925

http://www.amishakyo.or.jp

〈広告欄〉



阿見みどり幼稚園

〈未就園児教室のご案内〉

来年就園予定の年少・3歳児 (H27.4.2～28.4.1生)
年中・4歳児 (H26.4.2～27.4.1生)

☆みどり幼稚園で先生やお友達と楽しく過ごしましょう!

※お問い合わせ頂いた方には、ご案内状を送付させていただきます。

5月～7月で開催予定!

参加費用は無料です。



☆阿見町鈴木 25-10 ☎887-7471☆

募集
慰霊巡拝参加者募集

政府では、旧主要戦域や遺骨帰還のできない海上において戦没者を慰霊するため、慰霊巡拝を実施しています。

参加対象者は、戦没者の遺族（配偶者（再婚した人を除く）・父母・子・兄弟姉妹）および参加遺族（子・兄弟姉妹）の配偶者、戦没者の孫、戦没者の甥・姪で、県内在住の健康状態が良好な人です（年齢は原則80歳以下）。日程等の詳細は左記までお問い合わせください。

▼実施地域 ▼硫黄島▼北ボルネオ▼フィリピン▼ミャンマー等

■社会福祉課社会福祉係
☎888-1111(162)

お知らせ
「日々を綴れば 阿見町出身の予科練習生」開催

予科練平和記念館では、昨年開催しました収蔵資料展「日々を綴れば」で紹介した町（当時阿見村）出身の予科練習生木村孝正さんの日記の中から、紹介できなかった部分を改めて展示します。

昭和17年（1942年）の土浦海軍航空隊で訓練する木村さんの日記を抜き出してパネルで展示します。予科練習生の日々を日記からご覧ください。

▼期日 5月2日(水)～8月19日(日) ※月曜日休館、月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館

▼時間 午前9時～午後5時（入場は午後4時30分まで）

▼場所 予科練平和記念館 20世紀ホール

▼料金 常設展チケット(▼大) 学生以上：500円 ▼小中高生：300円)でご覧いただけます ※未就学児無料

■予科練平和記念館 ☎891-3344

お知らせ
町シルバー人材センターから

●入会説明会開催

▼期日 5月8日(火)

▼時間 午前10時00分から

▼場所 町シルバー人材センター(総合保健福祉会館)さわやかセンター(別館)

▼対象 同センターの趣旨に賛同し、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

●「マイホームのミニ管理」引き受けます

マイホームの床の補修、軽易な大工仕事、ふすま・障子・網戸の張り替え、家の雑役、庭木のせん定、草刈り、草取りなどを行います

■(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

募集
「あみコミュニケーション能力を育てる運動プログラム」受講者募集

本活動は、親子で楽しく喜び合える運動・ダンス等を通してコミュニケーション能力を育てるための療育的な教育支援活動です。

▼期日 毎月第4土曜日(平成31年3月まで11回開催)

▼時間 午前10時～11時30分

▼場所 中央公民館3階集会室

▼講師 山本みどり・鴻巣啓子

▼対象 療育的支援を要する乳幼児親子

▼受講料 3300円(11回分)

▼申込方法 受講料を持参し、中央公民館窓口へ申し込む

▼あみ。コミュニケーション能力を育てる運動プログラム代表こうのす ☎887-2530

代外
「リウマチ医療講演会・療養相談会」開催

▼期日 5月19日(土)

▼時間 午後1時～4時受付・午後0時30分から

▼場所 筑西市役所6階コミュニティホール(筑西市田中町)

▼内容 ①講演：関節リウマチの診断と治療の最新線 ▼講師：坪井洋人氏(筑波大学病院膠原病リウマチアレルギ

1科) ②講演：リウマチ患者さんが利用できる社会資源について ▼講師：岩田直子氏(筑波大学附属病院ソーシャルワーカー) ③療養相談会

▼その他 参加料無料・申込不要

■日本リウマチ友の会茨城支部 ▼小野 ☎801-9674

▼椎名 ☎0296-1281-4995

お知らせ
陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場「夜間飛行訓練」

ヘリコプター2～3機による標記訓練を行います。

▼日時 5月15日(火)～17日(木)、22日(火)～24日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校 総務課 ☎842-11211(3420)

お知らせ
「おわびと訂正

「広報あみ」4月号お知らせ版の「子育て広場(すくすく広場)」に「子育て広場(すくすく広場)に来てみませんか」のイベント名で「親子で楽しむ人形劇『ねずのすもう』とあるのは、「親子で楽しむ人形劇『ねずのすもう』の誤りです。おわびして訂正します。

■情報広報課 ☎888-1111(298)

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中

問い合わせ 商工観光課 ☎888-1111(172)

お気軽にご相談ください！！

相続、抵当権抹消、贈与(不動産の登記名義変更)
*全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

阿見町役場 阿見小学校 郵便局 阿見中学校

次城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号 神林ビル202号室 あみ司法書士事務所 (簡裁訴訟代理等関係業務認定) 司法書士 瑞一樹

TEL 029-804-0382 E-mail:ami-shihoushyoshi@jcom.zaq.ne.jp (平日 午前9:00～午後6:00)

・上記以外の時間帯や、土日祝日も対応致します。

・面談は、事前のご予約が必要です。

あみ司法書士事務所 (神林ビル2階)

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。(通話料は無料です)

0120-131-813

●あみメール登録をお願いします●



スマートフォン・携帯電話で t-ami@sg-m.jp宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

▲QRコード

●定例相談●

行政相談

日時 5月10日(木) 午前10時～午後3時
場所 役場3階302会議室
問い合わせ 総務課 ☎ 888-1111(215)

子育て相談

電話・来所相談 月～金曜日 午前9時～午後4時
場所 中郷保育所内
訪問相談 随時受付
問い合わせ 地域子育て支援センター ☎ 891-2772

教育相談

日時 火～金曜日 午前9時～午後3時
場所 図書館となり
問い合わせ 教育相談センター ☎ 888-1225

心配ごと相談

日時 水曜日 午後1時～4時
弁護士相談 月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場所 総合保健福祉会館相談室
問い合わせ 町社会福祉協議会 ☎ 887-0084

高齢者総合相談

日時 月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
場所 町社会福祉協議会内
問い合わせ 町地域包括支援センター ☎ 887-8124

消費者相談

日時 月～金曜日 午前9時～正午、午後1時～4時
場所 役場1階町消費生活センター
問い合わせ 町消費生活センター ☎ 888-1871

交通事故相談

日時 月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談 水曜日 午後1時～4時 ※要予約
場所 県土浦合同庁舎
問い合わせ 県南地方交通事故相談所 ☎ 823-1123

役場開庁時間(土・日・祝日・年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり(『広報あみ』お知らせ版参照)

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎ 841-1167	本郷ふれあいセンター ☎ 830-5100
健康づくり課 ☎ 888-2940	舟島ふれあいセンター ☎ 840-2761
福祉センターまほろば ☎ 887-3969	図書館 ☎ 887-6331
地域子育て支援センター ☎ 891-2772	予科練平和記念館 ☎ 891-3344
阿見消防署 ☎ 887-0119	総合運動公園 ☎ 889-2788
火災情報案内 ☎ 0297-64-0119	教育相談センター ☎ 888-1225
上下水道課 ☎ 889-5151	町民活動センター ☎ 888-2051
霞クリーンセンター ☎ 889-0091	町男女共同参画センター ☎ 896-3181
中央公民館 ☎ 888-2526	消費生活センター ☎ 888-1871
君原公民館 ☎ 889-1363	町民ダイヤル(休日当番医・ 定例相談等のテレホンサー ビス) ☎ 887-6600
かすみ公民館 ☎ 888-8111	

●人口と世帯●

- 総人口 47,442人 (- 63) ▽4月1日現在
- 男性 23,540人 (- 16) ▽常住人口ベース
- 女性 23,902人 (- 47) ▽()内は前月比
- 世帯数 19,386世帯 (+ 32) ▽情報広報課調べ

5月の納税等

軽自動車税(全期)

納期限 5月31日(木)

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

6月の納税等

町・県民税(1期)
介護保険料(2期)

納期限 7月2日(月)

救急車出動状況 3月(年累計)

阿見消防署管内調べ	急病	113件(401)
出場件数 182件(582)	交通事故	16件(40)
	一般負傷	24件(70)
※救急車の適正な利用を お願いします	その他	29件(71)
	合計	182件(582)

『広報あみ』は、毎月第2・4(12月は第3)金曜日発行です。下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼公共施設:役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼その他の施設:町内の郵便局、町内の常陽銀行・筑波銀行の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店、カスミフードスクエア阿見店・荒川本郷店、スーパータイヨー阿見店、ランドロームフードマーケット阿見店